



平成 29 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名 カルソニックカンセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森谷 弘史
(コード：7248、東証第 1 部)
問合せ先 グローバルファイナンス本部
財務戦略企画グループ部長 秋山 豊彦
TEL. (048) 660-2111

定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する承認決議のお知らせ

当社は、当社の平成 28 年 12 月 9 日付「定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関するお知らせ」及び平成 28 年 12 月 22 日付「臨時株主総会付議議案（「定款の一部変更」）の変更に関するお知らせ」等でお知らせしておりましたとおり、本日開催の当社臨時株主総会に定款の一部変更、並びに資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少について付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認決議されましたのでお知らせいたします。

当社は、平成 28 年 11 月 22 日付「CK ホールディングス株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、CK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、公開買付者からの提案を踏まえて、本公開買付けの成立を条件として、剰余金の配当（以下「本特別配当」といいます。）を行うことを予定しており、今回当社臨時株主総会で承認決議された議案はいずれも本特別配当の実施に関するものであります。

記

1. 決議事項

第 1 号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 後
(新 設)	<u>(剰余金の配当の決定機関)</u> <u>第 37 条の 2 当社は、平成 29 年 9 月 29 日までの日を基準日と定めて剰余金の配当をする場合には、会社法第 459 条第 1 項第 4 号に定める</u>

	<u>剰余金の配当に関する事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
--	---

第2号議案 資本金の額の減少の件

本件は原案どおり承認可決され、資本金の額 41,456,240,645 円のうち 39,856,240,645 円を減少し、1,600,000,000 円といたします。減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。尚、資本金の額の減少が効力を生ずる日は、平成 29 年 3 月 29 日を予定しております。

第3号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

本件は原案どおり承認可決され、資本準備金の額 59,638,172,926 円を全額減少して、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。減少後の資本準備金の額は 0 円となります。また、利益準備金の額 4,438,219,046 円のうち 4,038,219,046 円を減少して、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えます。減少後の利益準備金の額は 400,000,000 円となります。尚、資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日は、平成 29 年 3 月 29 日を予定しております。

2. 今後の予定

当社では、今後、「1. 決議事項」記載の第1号議案による一部変更後の定款の規定に基づき、当社の取締役会において本特別配当に関する決議を行う予定です。本日時点においては、本公開買付けの開始日は確定しておりませんが、本公開買付けが予定どおり平成 29 年 2 月下旬に開始される場合には、当社は、平成 29 年 2 月上旬に、本特別配当の基準日（本公開買付けの開始予定日の前営業日とする予定です。）を設定するための取締役会決議並びに本特別配当の金額及び効力発生日を決議するための取締役会決議を行うことを予定しております。

なお、本特別配当は本公開買付けの成立を条件としているため、本公開買付けが不成立となった場合には、本特別配当は行われません。この場合、第2号議案及び第3号議案に基づく資本金の額の減少及び準備金の額の減少の効力も発生しないこととなります。

以上